

収集運搬業許可の 合理化

(変更前)

積卸しを行う全ての都道府県・政令
市で許可



(変更後)

都道府県の区域内で、一の政令市を
越えて収集運搬を行う場合は、都道府
県の許可

～産業廃棄物の収集運搬業許可の合理化～

改正概要

現在は、産業廃棄物の収集運搬については、積卸しを行う全ての都道府県又は政令市の許可を受けなければならないが、原則として、一の政令市を越えて(※)収集運搬の業を行う場合は、都道府県の許可を受けることとする。

(※)政令市の許可が必要となる場合

- 政令市の区域内で積替え保管を行う場合
- 都道府県内において一の政令市のみで業を行う場合

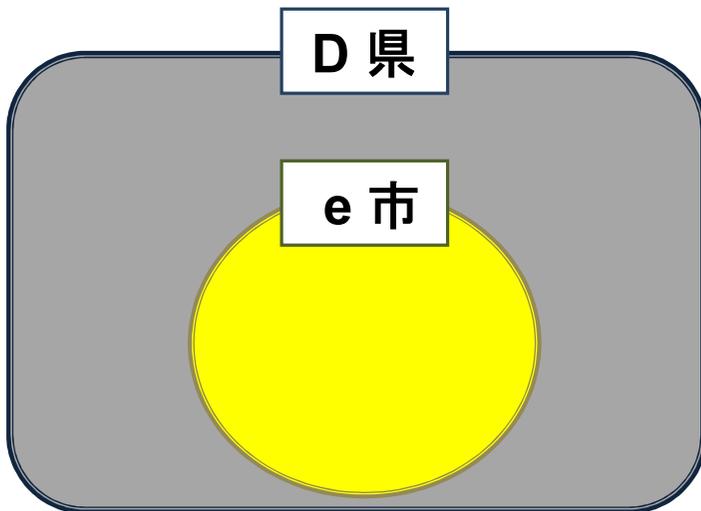
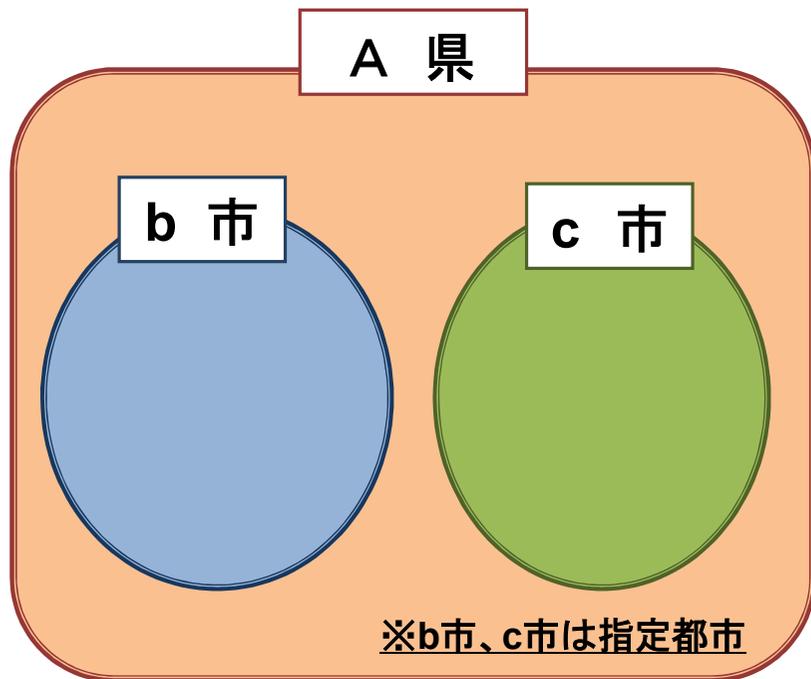
(市域を越える範囲での収集運搬を業として行う県の許可を受けた業者が、一の政令市内での収集運搬を行うことは可能)

効果

○ 全国で収集運搬業を行う場合、これまでは109の許可を受け、5年ごとに更新しなければならなかったが、原則として、47の都道府県知事の許可を受ければよいこととなり、許可の手續が合理化されることとなる。

関連改正

- 許可証の様式に、同一都道府県内の政令市の積替え許可の有無の欄を追加
- 変更届出を要する事項として、同一都道府県内の政令市の積替え許可の有無を追加
- 変更届出をする場合において、当該届出に係る事項が許可証の記載事項に該当するときは、許可証の書換えを受けることができることとする。



◆ ケース①

産業廃棄物収集運搬業者X(以下X)が、**A県のb市(積保なし)及びc市(積保なし)**において業を営もうとする場合

Before - b市及びc市の許可が必要。

After - A県の許可が必要。

◆ ケース②

Xが、**A県のb市(積保なし)及びD県のe市(積保なし)**において業を営もうとする場合

Before - b市(積保なし)及びe市(積保なし)の許可が必要。

After - 変更なし。

◆ ケース③

Xが、A県(積保なし)及び**b市(積保あり)**において業を営もうとする場合

Before - A県(積保なし)及びb市(積保あり)の許可が必要。

After - 変更なし。

経過措置について

1. 経過措置の適用対象者※

改正令の施行の際現に指定都市の長等の許可を受けている者であって、改正令の施行後において従前の許可の範囲内で業を行うためには、当該指定都市の長等の管轄区域を管轄する都道府県知事の許可又は変更の許可を受ける必要がある者。

2. 経過措置の適用期間

施行日（平成23年4月1日）から従前の許可の有効期間までの間。

※経過措置適用対象者の具体例

① A県内において、b市（がれき、積替えなし）及びc市（がれき、積替えなし）の許可を有しているが、A県の許可は有していない者

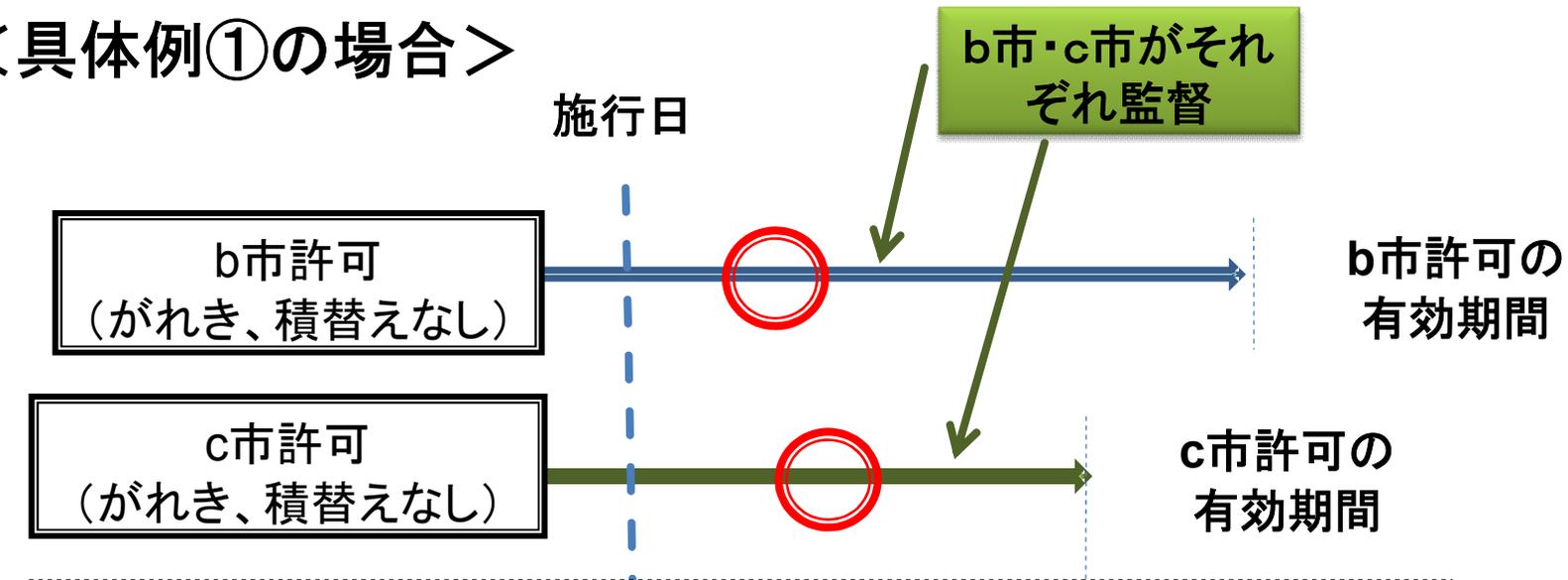
改正令の施行後において従前通りb市及びc市で業を行うためには、新たにA県の許可を受ける必要がある。

② A県内において、A県（がれき、積替えなし）及びb市（がれき及び金属くず、積替えなし）の許可を有している者

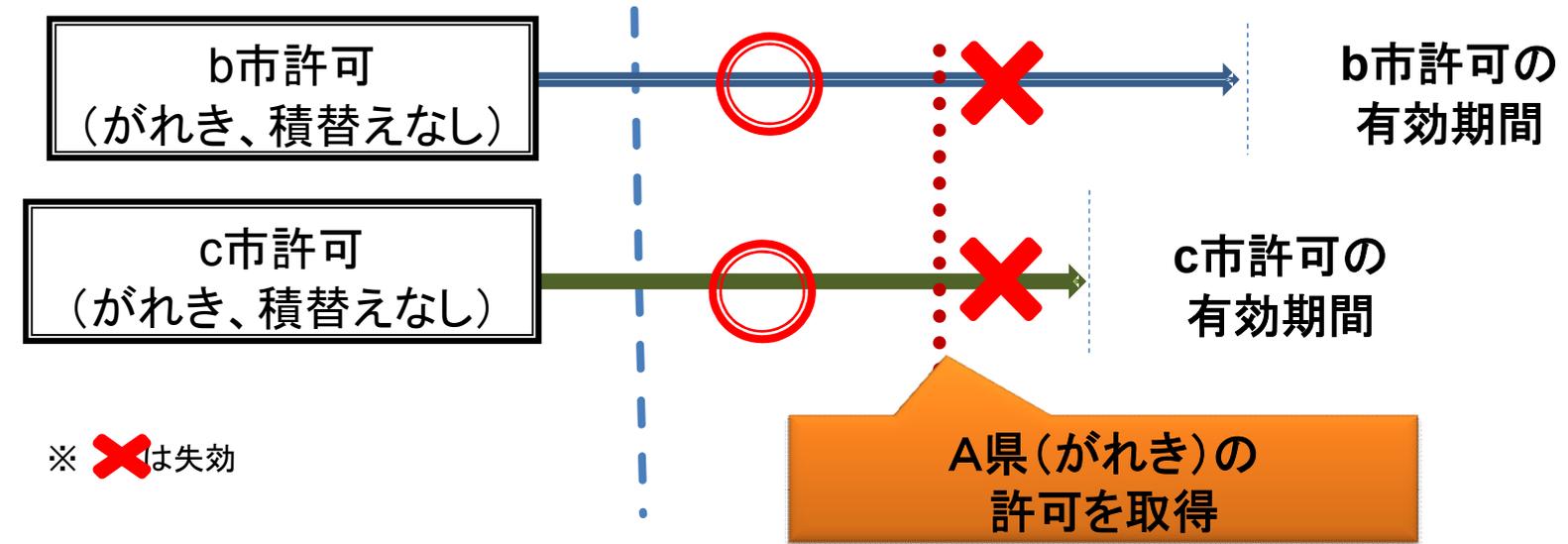
A県の許可の事業の範囲の方がb市の許可の事業の範囲よりも狭いため、改正令の施行後において従前通りb市で業を行うためには、A県の変更の許可を受ける必要がある。

経過措置について（イメージ図）

<具体例①の場合>



<ただし、以下の場合に至ったときは、経過措置の適用対象外となる。>

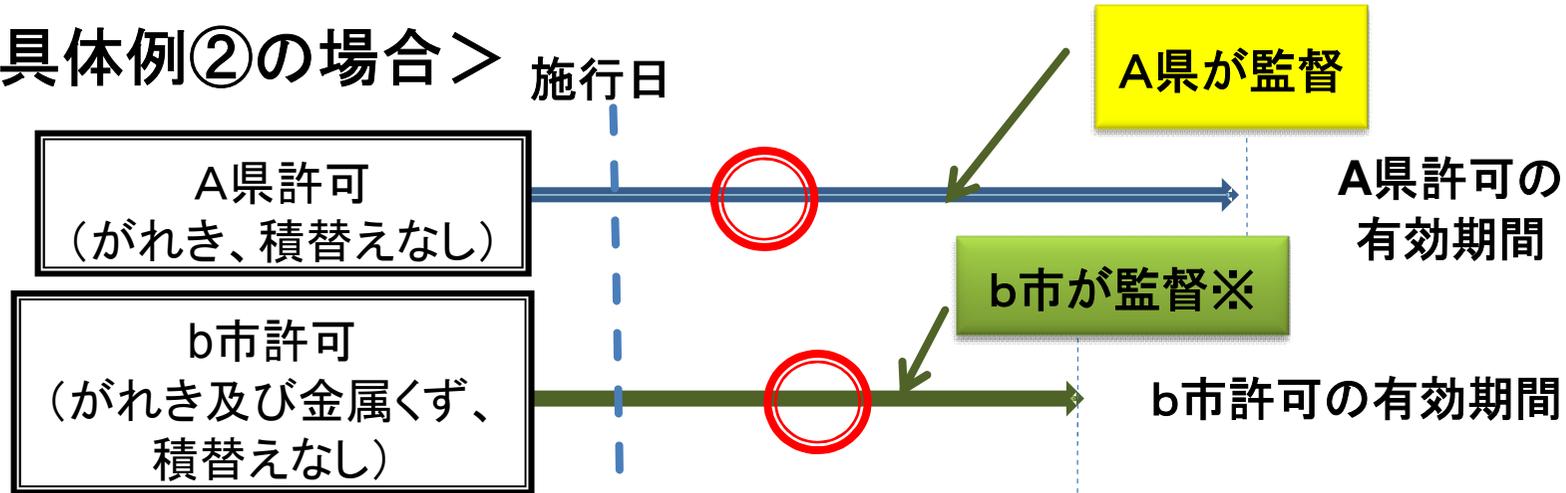


※  は失効

※ b市及びc市は、A県内の指定都市

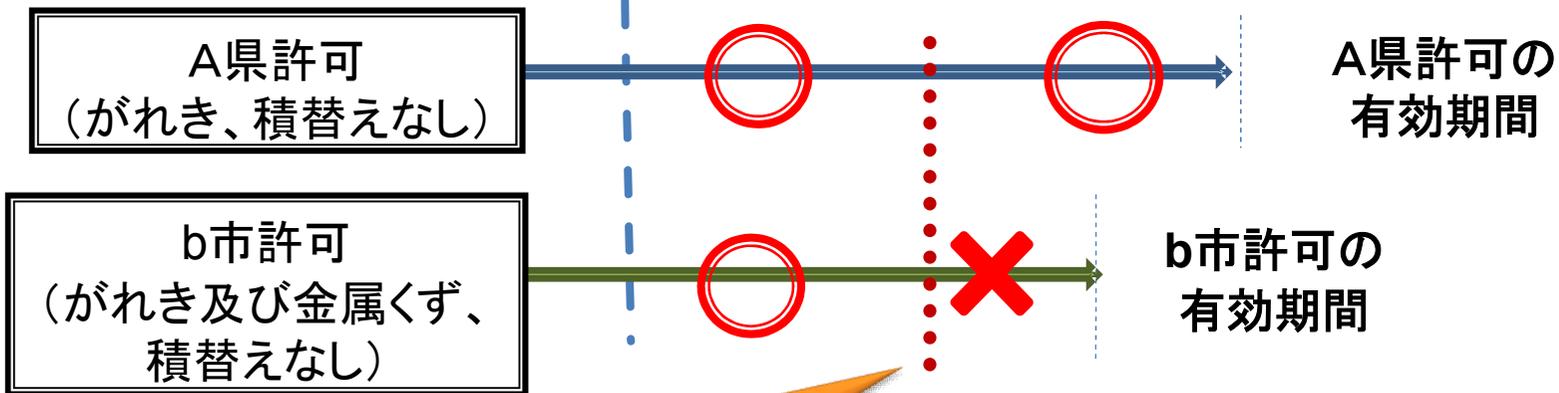
経過措置について（イメージ図）

＜具体例②の場合＞



※ b市内の収集運搬については、がれきを含め、A県ではなくb市が監督する。

＜ただし、以下の場合に至ったときは、経過措置の適用対象外となる。＞



※ **X**は失効

A県の金属くず追加
の変更の許可

※ b市は、A県内の
指定都市

収収収収収収収の
合合合（補補）

産業廃棄物収集運搬業許可証

住□□□□□□所□□富山県富山市新総曲輪1番7号。
氏□□□□□□名□□株式会社県庁商事。
(法人にあっては名称□□代表取締役□富山□鉄太郎。
及び代表者の氏名)。

1項の許可を受けた者であることを証する。

富山県知事
又は富山市長

富山県知事□石井□隆一

□□許可の年月日□□平成22年Y月D日。
□□許可の有効年月日□□平成27年Y月C日。

許可の有効期間

1. 事業の範囲。

収集運搬(積替え・保管を除く。)

積替え・保管の有無

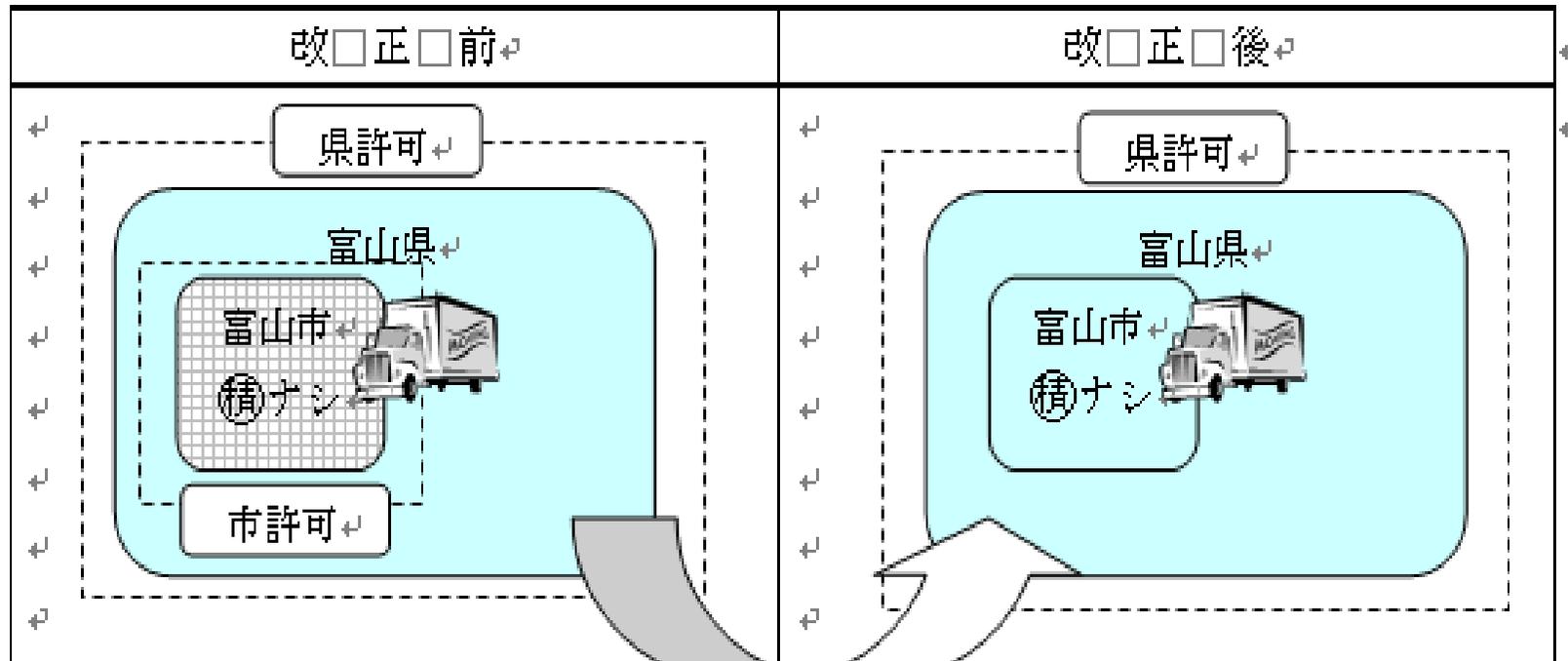
廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類。
(これらのうち自動車等破砕物であるものを除き、石綿含有産業廃棄物であるものを除き、
特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

(以上8種類)。

許可の範囲

合理化の具体例

□・◇□都道府県内で一の政令市の区域を越えて業を行う場合[イメージ]

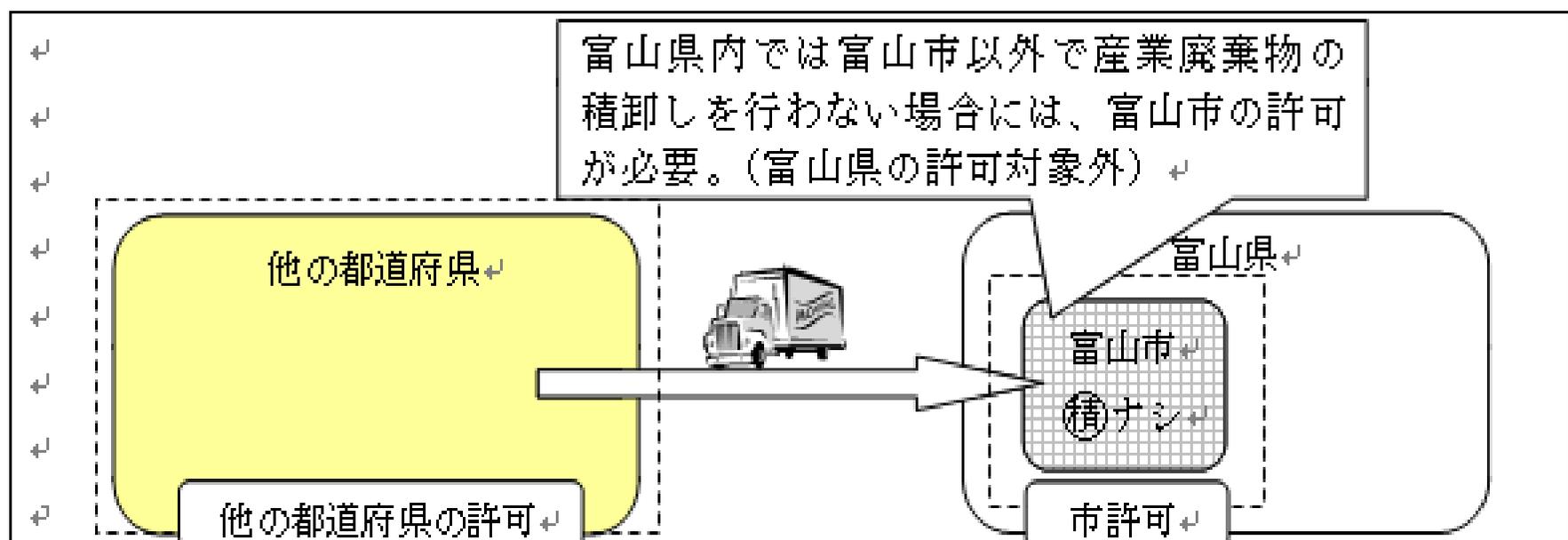


改正後は、富山県の許可を受けることで、富山市を含む県内全域で産業廃棄物の積卸しが可能となる。

セ
セ
セ
セ

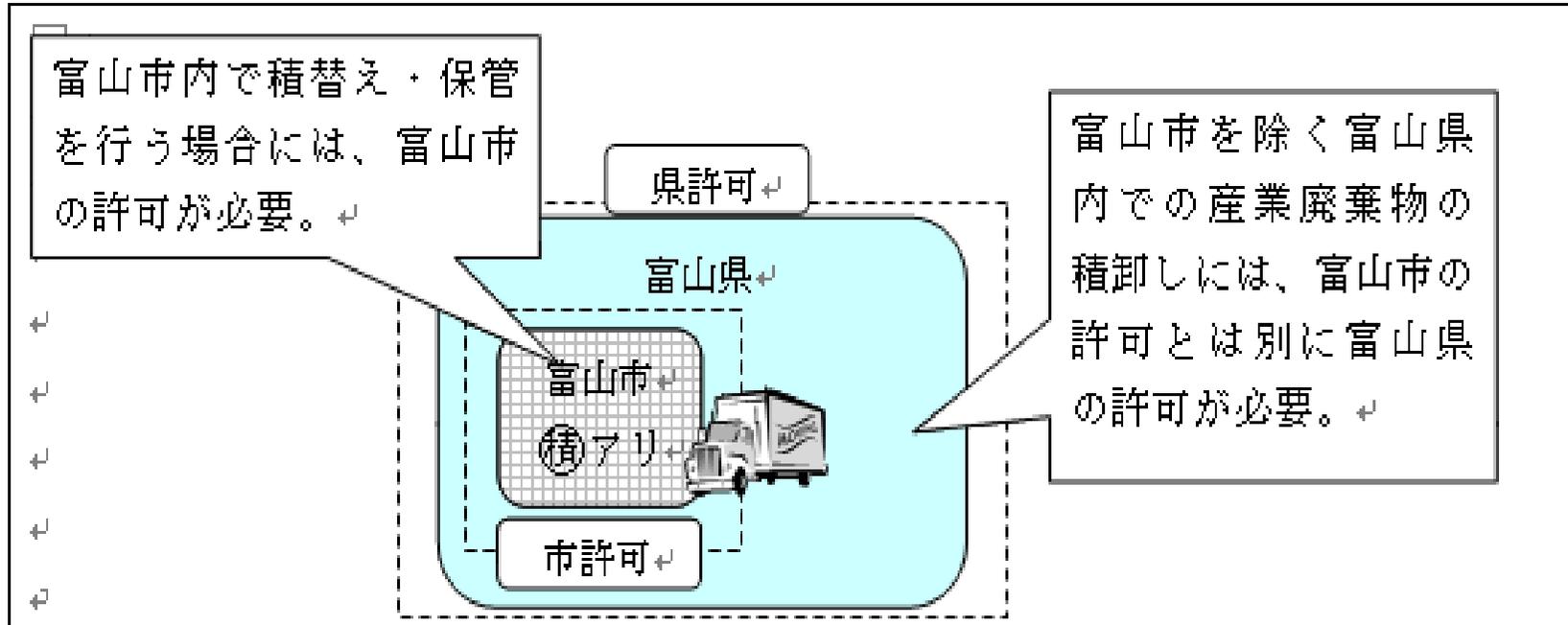
合理化の例外(その1)

◇□都道府県内で一の政令市の区域内でのみ業を行おう場合[イメージ]



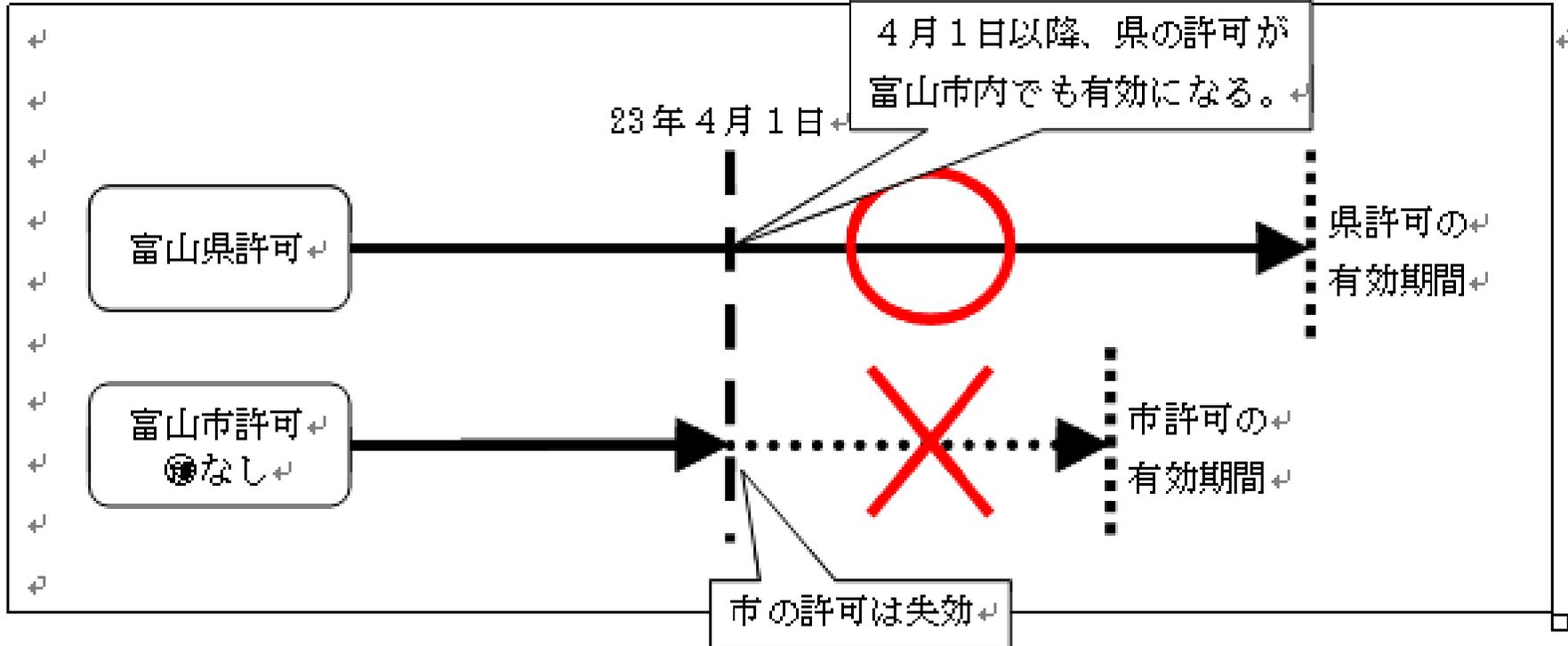
合理化の例外(その2)

◇□政令市の区域内で積替え・保管を行う場合[イメージ]



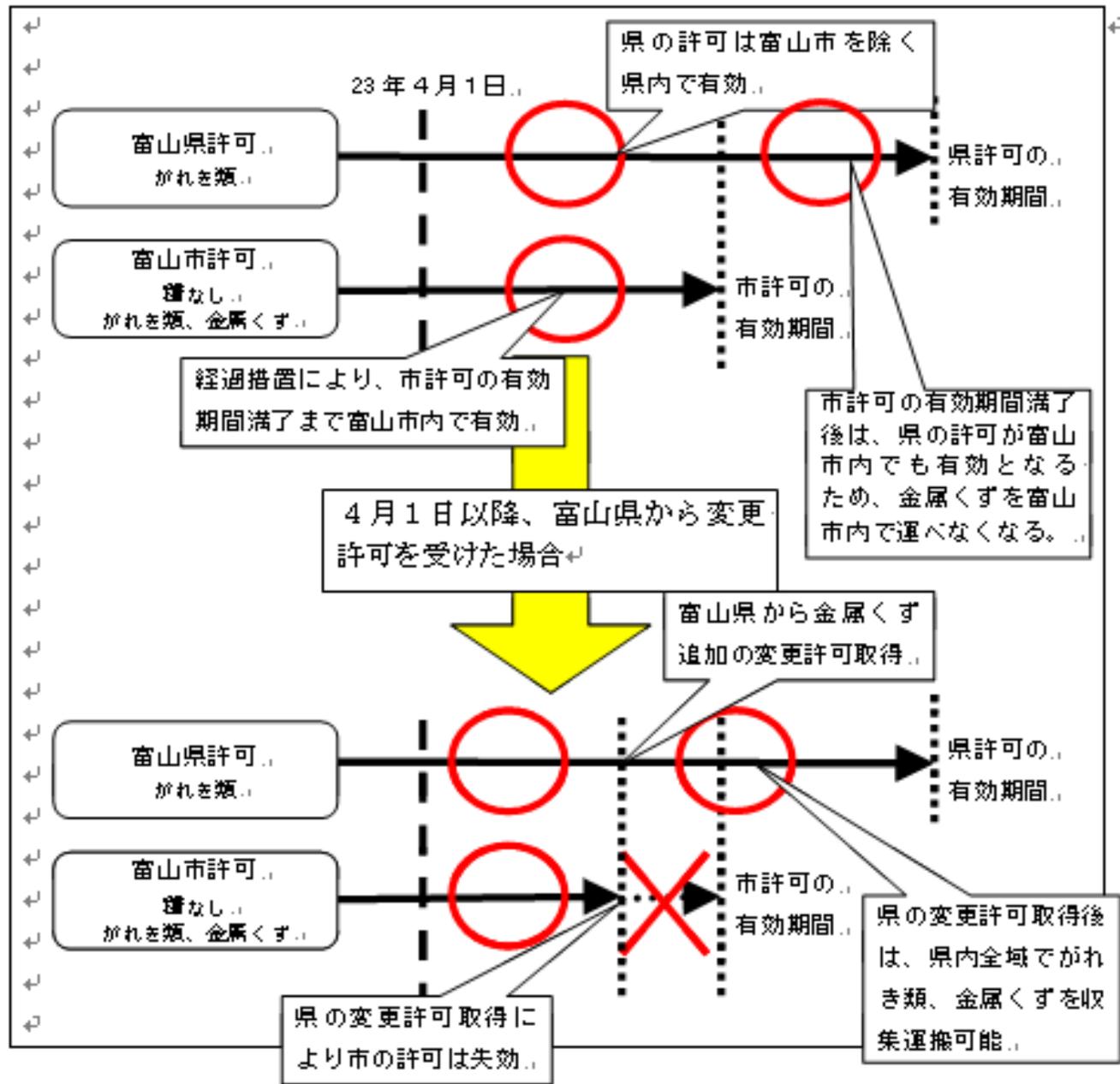
現に受けている許可の効力

◇ □ 現に富山県と富山市で許可を受けている場合[イメージ]



◇□経過措置の具体例（富山県の許可範囲（がれき類）、富山市の許可範囲（積替え・保管なし、がれき類、金属くず）の場合）【イメージ】⇩

経過措置の具体例



県への変更許可申請が必要な場合の例

	現に受けている許可の範囲	
	県	富山市
例 1	廃プラスチック類、 木くず (これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。) (以上 2 種類)	廃プラスチック類、 木くず、 <u>繊維くず</u> (これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。) (以上 <u>3</u> 種類)

県への変更許可申請が必要な場合の例

	現に受けている許可の範囲	
	県	富山市
例 2	廃プラスチック類、 金属くず、 ガラスくず、コンクリート くず及び陶磁器くず (これらのうち <u>自動車等 破砕物であるものを除き</u> 、 特別管理産業廃棄物で あるものを除く。) (以上3種類)	廃プラスチック類、 金属くず、 ガラスくず、コンクリート くず及び陶磁器くず (これらのうち <u>自動車等 破砕物であるものを含 み</u> 、特別管理産業廃棄 物であるものを除く。) (以上3種類)

県への変更許可申請が必要な場合の例

	現に受けている許可の範囲	
	県	富山市
例 3	汚泥 <u>(無機汚泥に限る。)</u> (特別管理産業廃棄物 であるものを除く。) (以上 1 種類)	汚泥 (特別管理産業廃棄物 であるものを除く。) (以上 1 種類)

県への変更許可申請が必要な場合の例

	現に受けている許可の範囲	
	県	富山市
例 4	金属くず、がれき類 (これらのうち <u>石綿含有産業廃棄物であるものを除き</u> 、特別管理産業廃棄物であるものを除く。) (以上 2 種類)	金属くず、がれき類 (これらのうち <u>石綿含有産業廃棄物であるものを含み</u> 、特別管理産業廃棄物であるものを除く。) (以上 2 種類)

県への変更許可申請が必要な場合の例

	現に受けている許可の範囲	
	県	富山市
例 5	<p>燃え殻（鉛又はその化合物を含むことにより有害なものに限る。）</p> <p>廃油（テトラクロロエチレンを含むことにより有害なものに限る。）</p> <p>廃酸（鉛又はその化合物を含むことにより有害なものに限る。）</p> <p>（以上3種類）</p>	<p>燃え殻（鉛又はその化合物、砒素又はその化合物を含むことにより有害なものに限る。）</p> <p>廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類に限る。）</p> <p>廃酸（水素イオン濃度指数2.0以下のものに限る。）</p> <p>（以上3種類）</p>

(参考)

県への変更許可申請が不要な例

	現に受けている許可の範囲	
	県	富山市
例 4	金属くず、がれき類 (これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。) (以上2種類)	金属くず、がれき類 (これらのうち <u>石綿含有産業廃棄物であるものを含み</u> 、特別管理産業廃棄物であるものを除く。) (以上2種類)

県の許可に石綿含有産業廃棄物の取扱いが明記されていない。